（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第十二条　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に、「且つ」を「かつ、」に改める。

第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第十三条　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留されている」を「勾留されている」に改める。

第四十四条第一項、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年法の一部改正）

第十四条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第一項第一号ロ中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第四項ただし書中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

第二十条第一項中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

第二十二条の二第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第三項中「同条第八号」を「同条第七号」に改める。

第五十一条の見出しを「（死刑と無期拘禁刑の緩和）」に改め、同条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「言渡」を「言渡し」に改める。

第五十六条の見出しを「（拘禁刑の執行）」に改め、同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、「又は第十三条第二項」を削る。

第五十七条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改め、同項第三号中「刑に」を「拘禁刑に」に改め、「刑の」を削り、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十二条第二項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第五条中「無期刑」を「無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮」に改める。

（人身保護法の一部改正）

第十五条　人身保護法（昭和二十三年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「ことさら」を「殊更」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人権擁護委員法の一部改正）

第十六条　人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「又は」を「又はその」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十七条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（刑事補償法の一部改正）

第十八条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第十九条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条、第七十六条第一項、第七十七条及び第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第二十条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条、第七十一条、第七十一条の二第一項、第七十二条及び第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第二十一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「懲役若しくは禁錮又はこれら」を「拘禁刑又はこれ」に改め、同項第九号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の二十六第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第四号ヘ中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同号ト中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号リ中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の三第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十条第一項中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十一条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十一条の二、第七十一条の三及び第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。